

「教学・教化専門委員会」中間報告

文責 篠田 穰

〔1〕教師の資格及び育成について

（大谷派の教師条例第2条）

「教師は、僧侶であって教法をひろめ、儀式を執行する資格を有する者」とあるが現今の実情を窺うに、教師検定に合格し、修練を受けることによって教師資格を取得すれば、一生涯安泰で聞法することなく、教法をひろめることもなく、儀式とそこで今年度宗政調査会では内局の提案で

- ① 「教師の資格及び育成について」
- ② 「組を基軸とした教化活動の展開について」を中心にした専門委員会の議題として話し合いが行われている。

教師の質的向上を願いとして、「真宗大谷派教師の再定義」「教師資格取得の課程」「教師資格取得後の学び」を課題として本願寺派との対比も踏まえ検討していくことになった。

以上